

# 住民基本台帳法における住所の認定方法について

## <本論文の目的>

関係行政実例等から、一見複雑に思われる住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）における住所の認定について、考え方を整理する。

## 第1章 住民基本台帳法における住所

### ○住基法の目的

- かつて、それぞれの法令ごとに住所が定義されており、住民は、それぞれの法令の事務ごとに、住所変更の届出を行わなければならない、非常に不便であった。
- そこで、昭和 42 年に住基法が制定され、住所の考え方が統一され、住所の定義が複数あるという問題を解決し、行政事務の合理化・効率化が図られた。

### ○住所の定義

- 住所とは「生活の本拠」であり、「生活の本拠」とは、私的生活の中心を意味するもの。
- 住所の数は一人について1つ。（住所は、行政サービスの基礎であるため）

## 第2章 行政実例における住所の考え方

- 行政実例には、住所と考えられる場所が複数存在する場合に、どの場所が住所（生活の本拠）となるかについて、判断基準を示したものが数多くある。
- その判断としては、住所を「現居所」とするものと「旧居所や家族の居住地」とするものの2つに大きく分類される。

○住所を認定する「理由」については複数存在するが、主なものとしては、「居住期間（1年）」と「私的生活における家族との関わり」に大きく分類される。

### 【考え方】

○病院や研修所など、通常住所とならないような場所でも、長期間（1年以上）継続して居住することが見込まれるのであれば、基本的に住所と認定される。

○家族と共に居住していた者が家族と離れて居住している場合において、家族と共に居住していたときと現在を比較し、私的生活における家族との関わりが変わらない場合は、基本的に家族の居住地が住所と認定される。

○なお、この両者の間では、「私的生活における家族との関わり」が「居住期間」に優先する。

### 【具体例】

○勤務の関係上家族と離れて居住している会社員等の場合⇒現居所を住所と認定

※ただし、勤務日以外を家族と共に生活する場合等 ⇒家族の居住地を住所と認定

### 第3章 行政事件裁判例における住所の考え方

○住所認定について争った行政事件裁判例では、被選挙権の有無を争う事例が多数存在している。

○裁判例には、住所の認定方法として、①居住場所の状況や居住期間等といった「概観的な生活実態」から住所を認定するケース（東村山市当選無効請求事件）と、②ATMの使用状況や光熱費等といった「詳細な生活実態」から住所を認定するケース（七尾市裁決取消等請求事件）が存在する。



⇒②は実際に住民がその場所で生活しているかを判断基準としているのに対し、①は実際に生活しているかではなく、居住場所の状況や期間を判断基準としているため、両者の考え方は一見異なるように思える。しかし、これらは検証している生活実態の判断レベルに差があるだけで、裁判によって住所の認定基準が異なっているわけではない。

### 第4章 住所の認定

住民の生活実態は多岐にわたっていることから、全ての事案に対して、どこが住所と認定されるか、直ちに答えを出せるような「住所認定に関するルール」については、行実・判例では示されていない。

<課題>

- ・日常的に海外と国内を往来する場合や国内で定住住所を持っていない場合、
- ・1年以上の長期間を予定していた海外出張が数か月間で急にとりやめとなった場合など、市町村において、行政実例等だけでは、どこが住所となるか判断できないケースへの対応が困難。



行政実例や行政事件裁判例から、住所認定に係る考え方を改めて整理し、以下の手順に沿って検討すれば、判断が難しいケースについても、住所を認定できると考える。

